

# 屋外広告物の手引き

平成 30 年 4 月 1 日

福島市 都市計画課

## 目 次

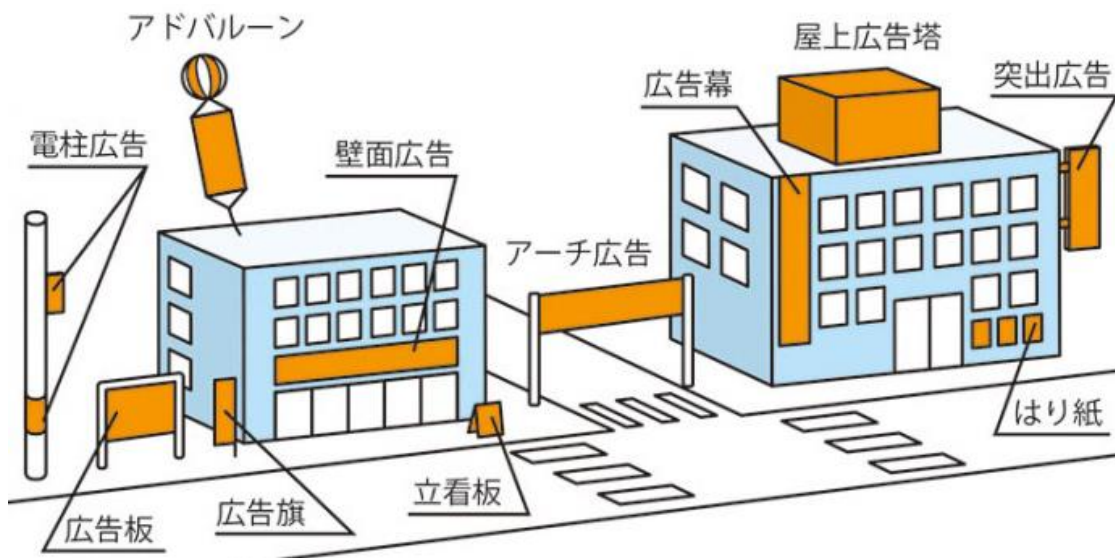
1. 屋外広告物とは(P 3)
2. 規制制度の概要について(P 4)
  - (1) 特別規制地域等について(P 4)
  - (2) 禁止広告物について(P 4)
  - (3) 禁止物件について(P 4)
  - (4) 適用除外制度について(P 5)
    - ① 許可受けずに表示できるもの(P 5)
    - ② 原則として禁止であるが、許可を得て表示できるもの(P 6)
3. 普通規制地域等の許可基準(P 6)
  - (1) 普通許可地域等について(P 6)
  - (2) 普通規制地域等の許可基準及び許可の期間(P 7)
  - (3) 許可申請手続きについて(P12)
  - (4) 屋外広告物の設置の際に手続きが必要となる他の関係法令等について(P 13)
  - (5) 許可申請の流れについて(P 14)
  - (6) 申請手数料について(P 15)
4. 屋外広告業者登録について(P 16)
  - (1) 屋外広告業者登録とは(P 16)
  - (2) 屋外広告業者の登録と特例届出について(P 16)
    - ① 屋外広告業者の登録について(P 16)
    - ② 特例届出について(P 17)

# 1.屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、これらに類するものをいいます。（※屋外広告物法に規定）

商業広告だけではなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけではなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

## ○広告物の例



## ○福島市屋外広告物条例について

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるための重要な情報源になります。しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫して街の美観や自然の風致を損なってしまうこともあります。

さらに、屋外広告物が適正に管理されないと、市民へ危害及ぼす可能性もあります。そうしたことを防ぐために、福島市では、屋外広告物法に基づく福島市屋外広告物条例により、美観風致を維持して公衆に対する危害を防止し、地域の優れた景観形成の寄与という観点から屋外広告物の規制を行っていきます。

## 2. 規制制度の概要について

### (1) 特別規制地域等について

原則として屋外広告物の表示、又は広告物を掲出する物件の設置が禁止される地域及び場所になります。

区 分	具 体 的 地 域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	重要文化財である建造物、天然記念物の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保安地域
	国立・県立公園の特別地域(都市計画区域外)
第二種特別規制地域等	第二種低層住居専用地域
	重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300メートル以内
	国立・県立公園の特別地域(都市計画区域内)
	都市公園の区域
	高速自動車道及びその両側500mの指定区域※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
	古墳、墓地、神社の敷地

※道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区(隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ 50メートル以下で 30 戸以上の家おくが連たんする地域)は除く。

### (2) 禁止広告物について(原則として表示・掲出が禁止されている広告物)

- ① 著しく汚損、退色、塗料等の剥離、破損、老朽化したもの
- ② 倒壊、落下のおそれがあるもの
- ③ 交通信号機、道路標識等に類似したもの。
- ④ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- ⑤ 地色に蛍光、発光、反射塗料を使用しているもの

### (3) 禁止物件(原則として屋外広告物を表示・掲出が禁止されている工作物等)

禁止の対象となる広告物	禁止の物件
全ての広告物 (5㎡以下の管理用広告物(電光表示装置を有しないもの)は表示可能)	橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護柵、駒止め、防雪防砂施設、パーキングメーター、消火栓、火災報知器、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、視線誘導標、カーブミラー
5㎡以内の自己用広告物は(電光表示装置を有しないもの)表示可能	石垣、擁壁
15㎡以内の自己用広告物(電光表示装置を有しないもの)は表示可能(第一種特別規制地域は5㎡以内)	送電塔、送受信塔、照明塔、風力発電施設 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等	電力柱、電信電話柱、街路灯、アーケード柱

彩度の制限があります。

#### (4)適用除外制度について

目的や用途などに応じて、必要な最小限度の大きさや色彩に関する基準を定め、「許可を受けずに表示できるもの」及び「原則として禁止であるが、許可を受けて表示できるもの」を設けます。

##### ① 許可を受けずに表示できるもの

広告物の区分		基準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等	普通規制地域等
法令による広告			表示可能		
選挙運動用広告			表示可能		
公益施設寄贈者名広告		表示事項	寄贈者の氏名等、寄贈年月日、目的等		
		表示面積	当該施設等の外郭線内の面積の1/20以内かつ0.5㎡以下		
公共広告			表示可能		
			(5㎡(庁舎に表示する場合は50㎡)を以上の場合は届出必要)		
一時広告(冠婚葬祭等)(催物)			表示可能		
移動広告(人、動物等) (他県の自動車等)			表示可能		
自己用広告		表示面積	総量が5㎡以下	総量が15㎡以下 (電光表示装置については、その内7.5㎡以下)	
		高さ	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)	
		色彩	彩度8以内	彩度12以内	
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの	
管理用広告		表示事項	管理者の氏名等、連絡先又は管理のための注意事項		
		表示面積	5㎡以下		
		色彩	彩度8以内	彩度12以内	
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと	
公共目的 用広告	(道 標)	表示面積	1面が1㎡以下	1面が1㎡以下	
		色彩	彩度8以内	彩度12以内	
	(案内図板等)	表示面積	1面が2㎡以下	1面が2㎡以下	
		色彩	彩度8以内	彩度12以内	
自動車・電車広告		自己用	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない。		
		自己用以外	表示面積の合計が5㎡以下		
			蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない。		
非営利用広告 (表示期間が15日以内)		表示事項	表示不可	表示不可	期間、氏名、住所
		表示面積			はり紙・はり札1㎡以下 立看板1㎡以下

②原則として禁止であるが、許可を受けて表示できるもの

広告物の区分		基準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等
自己用広告		表示面積	総量が5㎡を超え15㎡以下	総量が15㎡を超え30㎡以下 (電光表示装置については、その内15㎡以下)
		高さ	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの
公共目的用広告	(道標)	表示面積	1面が2㎡以下	1面が2㎡以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
	(案内図板等)	表示面積	1面が5㎡以下	1面が5㎡以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
自動車・電車広告 (県内の登録車両)		自己用以外	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない。	
共同広告		人数	5人以上	5人以上
		表示面積	1面12㎡以下1人2㎡以下	1面30㎡以下1人5㎡以下
		地上高	6m以下	13m以下
		色彩	彩度8以内	彩度12以内
		その他	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと
電柱利用広告物		地域	表示不可	指定道路及び道路の沿線
		表示面積	表示不可	普通規制地域等の許可基準(黒色光沢不可)
案内広告 (指定道路沿線)		個数	表示不可	入口から50m以内 各2個以内 に
		面積		150m~250m以内 各4㎡以下
		相互距離		広告物相互間距離2m以上
		色彩		彩度12以内光沢黒不可
		その他		電光表示装置を有しないこと

### 3.普通規制地域等の許可基準

(1)普通規制地域等について

屋外広告物を表示、又は、広告物を掲出する物件を設置するには、原則として市長の許可が必要となる地域です。

区 分	具体的地域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 (第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近接商業地域を除く)
	指定道路及びその両側1000mの区域
	鉄道全線及びその両側1000mの区域
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業区域・近接商業地域

(2) 普通規制地域等の許可基準及び許可の期間

普通規制地域における広告物の設置基準及び許可期間は以下の通りになります。

広告物の種類	許可基準	期間	摘要
固定 広告物等	電柱等利用広告物		電力柱、電信電話柱、街路灯柱等(以下「電柱等」という。)を利用して表示するもの
	巻きたて看板	3年以内	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの
	そで看板	3年以内	電柱等を利用して、添架して表示するもの
	広告板		建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの
	建植広告板	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

広告物の種類		許可基準	期間	摘要
固定 広告 物	建植広告板	<p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>7 自己用として設置するものであること(第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る)。</p>		
	壁面利用広告板	<p>1 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下(電光表示広告物等の電光表示装置にあっては、25平方メートル以下)で、かつ、当該壁面の面積の二分之一以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。</p> <p>3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	建物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示するもの(壁面突出広告板であるものを除く。)
	壁面突出広告板	<p>1 表示面積が、第一種普通規制地域等においては50平方メートル以下(電光表示広告物等にあっては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下)、第二種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあっては50平方メートル以下であること。</p> <p>2 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上(歩道がある場合は、1メートル以上)突き出さないこと(電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと。)</p> <p>3 地上から電光表示装置の上端までの高さ壁面の高さを超えないこと(第一種普通規制地域における電光表示広告物等に限る。)</p>	3年以内	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの



広告物の種類	許可基準	期間	摘要
	<p>4 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p> <p>5 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>		
屋上利用広告板	<p>1 電光表示装置を有しないこと。(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内(第二種普通規制地域等においては、3分の2以内)であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの
アーケード利用広告板	<p>1 下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。</p> <p>2 一面の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 同一アーケード内においては、同種のもは同一の規格によること。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	アーケードを利用して設置するもの
車体外面広告板	<p>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</p>	3年以内	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
広告塔			建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの

広告物の種類	許可基準	期間	摘要
建植広告塔	<p>1 高さが13メートル以下(第二種普通規制地域等においては、20メートル以下)であること。</p> <p>2 一面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、一面の電光表示装置の表示面積15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下)であること。</p> <p>3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。</p> <p>5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>7 自己用として設置するものであること(第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る)。</p>	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
屋上利用広告塔	<p>1 電光表示装置を有しないこと(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内(第二種普通規制地域等においては、3分の2以内)であること。</p> <p>3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。</p>	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの

広告物の種類		許可基準	期間	摘要
固定 広告物	アーチ広告塔	1 電光表示装置を有しないこと。	3年以内	堅牢ろうな材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの
		2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。		
		3 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。		

広告物の種類		基準	期間	摘要
簡易 広告物	はり紙	建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであると問わず、連続して表示されたはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの
	はり札等	1 表示面積が0.5平方メートル以下であること。 2 建物その他の物件の壁面に表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであると問わず、連続して表示されたはり札等の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で工作物等に取り付けて表示するもの又はこれに類するもの
	立看板等	1 高さが3メートル以下であること。 2 表示面積が5平方メートル以下であること。	3月以内	木枠に紙張り若しくは布張りをしたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で立て、若しくは工作物等に立て掛けて表示するもの又はこれらに類するもの(これらを支える台を含む。)
	広告幕	1 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8メートル以下で、かつ、長さが20メートル以下であること。 2 道路を横断する場合は、下端の高さが4.5メートル以上(歩道上では、2.5メートル以上)であること。	1月以内	布、ビニール等の幕状のもので、建物、工作物等に両端を固定して表示するもの
	広告旗	一面の表示面積が2平方メートル以下であること。	1月以内	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)
特殊 広告物	気球利用広告物	1 幅が1.5メートル以下で、かつ、縦の長さが15メートル以下であること。 2 地上から気球の先端までの垂直距離が45メートル以下であること。	1月以内	気球を利用して表示するもの

### (3)許可申請手続きについて

#### 新規許可申請（新たに広告物を表示・設置する場合）

広告物を新たに表示・設置する場合（許可の適用除外広告物を除く。）は新規許可申請が必要となります。

※許可申請前に「事前相談」が必要となります。

#### 更新許可申請（継続して広告物を表示・設置する場合）

許可期間満了後も引き続き広告物を表示・設置する場合は、期間満了 1 か月前までに更新許可申請が必要となります。

#### 変更許可申請（種類、形状等を変更する場合）

許可を受けた後、広告物を追加する場合又は種類、場所、形状、意匠、寸法、構造等を変更しようとする場合は、変更許可申請が必要です。なお、許可期間は現許可の期間満了までです。

※許可申請前に「事前相談」が必要となります。

#### 変更届（申請者、管理者等に変更がある場合）

申請者、管理者、工事の施行者である屋外広告業者の氏名、住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更届出をしてください。

#### 除却届 滅失届（広告物を除却、滅失した場合）

許可期間が満了し、継続許可を受けない場合は、広告物を除却する必要があります。広告物を滅失、除却した場合は、滅失・除却前後の写真を添えて提出してください。

#### 許可申請手数料の納入について

許可申請（変更・更新を含む）にあたっては、申請書類と併せて手数料を納入してもらうようになります。手数料の金額については、「申請手数料について P15」を参考にしてください。

#### (4)屋外広告物の設置の際に手続きが必要となる他の関係法令等について

① 建築基準法(担当:開発建築指導課 建築審査係)

高さが 4mを超える広告物を掲出する工作物を設置する場合、工作物の確認申請が必要となります。

○対象となる広告物の種類

- ・建植広告板、建植広告塔
- ・壁面突出広告板
- ・屋上利用広告板 屋上利用広告塔

② 地区計画(担当:開発建築指導課 開発審査係)

地区計画区域内に工作物に該当する広告物を設置する場合には、「地区計画の届出」が必要となります。

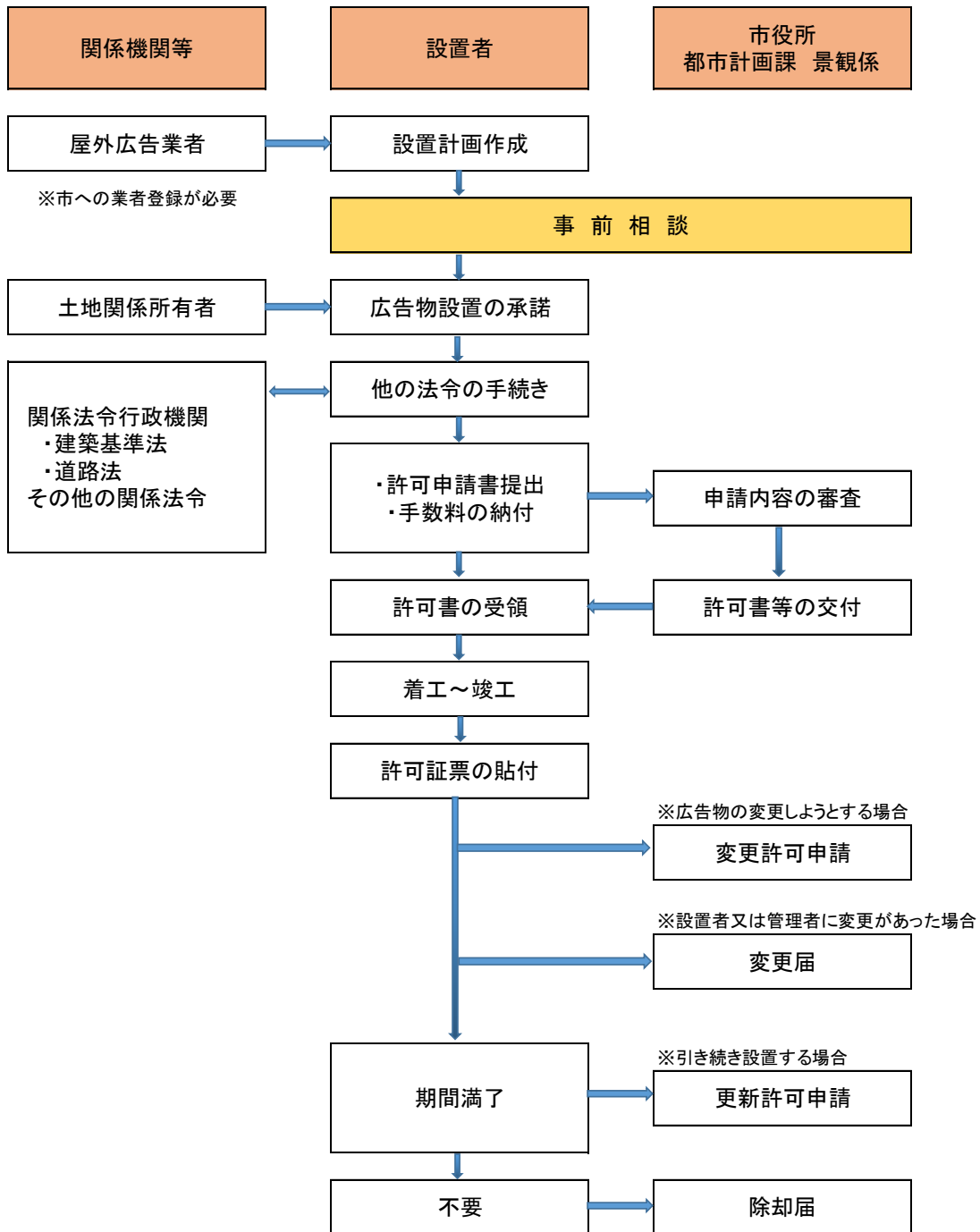
③ 道路法(担当: 国道管理事務所 県北建設事務所 福島市建設部路政課)

広告物を道路上にはみ出して掲出する場合、道路法に基づく道路の占用の許可が必要となります。

④ 農地転用(担当:福島市農業委員会)

広告物を農地に設置するために、農地転用が必要な場合があります。

(5) 許可申請の流れについて



(6)申請手数料について

広告物の種類	面積		許可手数料(円)	
			照明なし	照明あり
建植広告板	1㎡以下		1,000	1,500
壁面利用広告板	1㎡超	～ 3㎡以下	1,600	2,400
	3㎡超	～ 6㎡以下	2,300	3,450
壁面突出広告板	6㎡超	～ 10㎡以下	3,100	4,650
屋上利用広告板	10㎡超	～ 15㎡以下	4,200	6,300
	15㎡超	～ 20㎡以下	5,300	7,950
アーケード利用広告版	20㎡超	～ 25㎡以下	6,400	9,600
建植広告塔	25㎡超	～ 30㎡以下	7,500	11,250
	30㎡超	～ 35㎡以下	8,600	12,900
屋上利用広告塔	35㎡超	～ 40㎡以下	9,700	14,550
	40㎡超	～ 45㎡以下	10,800	16,200
	45㎡超	～ 50㎡以下	11,900	17,850

広告物の種類		枚数又は規模	金額	摘要
はり紙		50枚ごと	250円	50枚未満の端数は50枚とする。
はり札等		10枚ごと	800円	10枚未満の端数は10枚とする
立看板等		1個	350円	
広告旗 広告幕		1個	450円	
気球利用広告物		1個	2,500円	
電柱	巻き立て看板	1枚又は1基	550円	
	袖看板			
アーチ広告物		1基	3,500円	

## 4. 屋外広告業者登録について

### (1) 屋外広告業とは

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。

### (2) 屋外広告業者の登録と特例届出について

#### ① 屋外広告業者の登録について

福島市内で屋外広告業を行う場合は、福島市へ屋外広告物業者登録が必要となります。

##### ■登録に必要な書類等について

- ・申請書類(「屋外広告業者登録申請書」)
- ・登録申請手数料として 11,000 円を納付していただくようになります。
- ・その他必要な書類

申請者が法人、個人等の場合により必要書類が異なります。

必要書類		申請者の区分		
		法人	個人	未成年
誓約書		○	○	○
申請者略歴書	申請者		○	○
	法定代理人			○
	役員	○		
業務主任者略歴書		○	○	○
住民票抄本	申請者		○	○
	法定代理人			○
	役員	○		
	業務主任者	○	○	○
登記事項証明書		○		
業務主任者の資格を証する書類		○	○	○



## ② 特例届出について

福島県の登録を受けた上で、福島市内で営業を行う場合には、特例届出が必要となります。

### ※特例届出制度について

平成 30 年 4 月 1 日以降は、福島県と福島市のそれぞれに業者登録が必要ですが、申請者が、同一営業区域で二重に登録する負担を軽減するために設けたものです。特例届出を設けることで、手数料の免除や申請に必要な書類を簡略化し、登録手続きの負担軽減を図ります。

#### ■特例届出に必要な書類等について

- ・特例屋外登録届出書
- ・福島県の登録を受けたことを証する書類の写し
- ・業務主任者の資格を証する書面

※登録手数料はかかりません。

屋外広告物の手引き

発行日 平成30年4月

発行者 福島市 都市政策部 都市計画課 景観係

お問い合わせ先

024-535-1111 (代表)

024-573-4979 (直通)